

「三重県時短要請協力金（案）」について

1 協力金の概要

(1) 趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大を阻止するため、令和3年1月14日に発表した「三重県新型コロナウイルス『緊急警戒宣言』」による夜間営業時間の短縮（以下、「時短営業」という。）協力要請に応じて、緊急警戒宣言実施期間中（令和3年1月18日から2月7日）に要請対象となる店舗の時短営業に全面的に協力（※）いただいた事業者（大企業を除く）に対して協力金を交付するものです。

※全面的に協力とは、緊急警戒宣言中の全期間（1月18日から2月7日まで）、午後9時から翌日午前5時まで営業を行わない時短営業に協力いただくことをいいます。

(2) 対象となる事業者

以下の条件を満たす店舗を運営し、緊急警戒宣言の全期間中、時短営業等に協力していただいた事業者（大企業を除く）を対象とします。

①対象期間

令和3年1月18日（月）から2月7日（日）

②対象店舗および対象地域（全てを満たすこと）

- ・令和3年1月13日以前に、食品衛生法上の許可を得ており、期間中においても有効であること
- ・令和3年1月13日以前から、通常の営業終了時刻が21時を超えていること
- ・酒類を提供している飲食店または接待を伴う飲食店であること
- ・桑名市、四日市市又は鈴鹿市に店舗があること

〈対象店舗の具体例〉

- ・酒類を提供する居酒屋、焼肉店、カラオケ店などの飲食店
 - ・接待を伴うスナック、ホストクラブ、キャバクラなどの飲食店
- ※飲食スペースが屋外にある場合や宅配専門店、テイクアウト専門店、イートインスペースのあるスーパーやコンビニエンスストア、キッチンカーは対象外

(3) 交付額

1店舗あたり 84万円（21日間（時短営業要請日数）×4万円）

2 今後の対応

協力金を交付するために必要となる予算について、速やかに補正予算を提出し、議決をいただいた後に協力金申請要項を公表し、申請書の受け付けを行います。

